

太陽光発電施設に関する景観形成基準 (景観形成重点地区内のみ)

1. 工作物の形態

- 太陽電池モジュール（パネル）は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものとし、周囲の景観との調和を図ること。
- 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。
- 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和を図ること。
- パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と調和するものを使用すること。
- 太陽光発電施設を囲むためのフェンスについては、周囲の景観と調和する色彩のものを使用すること。
- 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、**植栽等**により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。
- 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に景観を阻害しないよう配置の工夫や**植栽等**により目隠しを行うなど、周辺から見え難くすること。

2. 位置

- 尾根線上への設置は避けること。
- 丘陵地又は高台への設置は極力避けること。ただし、やむを得ず設置する場合は、**植栽等**により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。